

絆きずな

[kizuna]

ぐんま人権情報誌【秋冬号】
VOL.23
2018

特集
「女性活躍と人権」



群馬県女性団体連絡協議会のみなさん

目次

巻頭言

女性活躍と人権

群馬県女性団体連絡協議会 会長 栗田 政子 **2・3**

トピックス

本県のDVについての実態(アンケート調査の結果)

4・5

寄稿文

消防士になりたい女の子を増やしたい

桐生市消防本部 消防副士長 清水 汐美 **6**

地域の活動

女性の力でいきいきぐんま

ぐんま輝く女性チャレンジ賞受賞

まきばプロジェクト 主宰 秋山 麻紀 **7**

インフォメーション

人権啓発フェスティバル in ぐんま

世界人権宣言 70 周年

あとがき

8

巻頭言



「女性活躍と人権」

群馬県女性団体連絡協議会 会長 栗田 政子

創立40周年を迎えました

群馬県女性団体連絡協議会は、本年創立40周年を迎えました。6月23日には、多くのご来賓の方々をお迎えして、盛大に記念式典を開催することができました。会員一同、皆様のご支援とご理解に対し、心から感謝申し上げる次第です。



記念式典であいさつを述べる栗田会長

振り返ってみますと、昭和53年(1978年)に群馬県各種婦人団体連絡協議会が結成され、これまで多くの成果をあげて参りました。

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進が図られる中、平成13年に群馬県女性団体連絡協議会と名称を変更し、基本法の理念を踏まえた活動を展開し今日に至っております。

この間、時代の変遷とともに群馬県婦人会館から女性会館へと名称が変更となり、また群馬県ぐんま男女共同参画センターの新設により、同センターへと活動の拠点が移ってまいりました。

歴代の会長のリーダーシップと会員相互の絆に支えられて、40年の長きにわたり活動を推進して行くことができました。

女性たちが自らの地位向上を目指す活動を絶やすことなく引き継がれたということは大変意義深い

ことであると思います。現在は県内で幅広く活動しております24の女性団体がそれぞれの専門分野を生かし、お互いに交流し合い研鑽を積んでおります。

男女共同参画フェスティバルの開催

平成19年から会員相互の交流を深め、その活動の内容を広く外部にも発信するべく、毎年6月の男女共同参画週間に「輝こう群馬の女(ひと)と男(ひと)」をテーマに「男女共同参画フェスティバル」を開催しております。

フェスティバルには各団体の活動を紹介するパネル展示をはじめ、健康相談のコーナーの開設、バルーンアートやアロマ製作体験、さらにはシンポジウムなど多彩なイベントを行っています。同時にバザーの開催が恒例となっていて、各団体が地場産野菜や手作り品等を販売し、毎年たくさんの人でにぎわっています。

また、国や県と連携して人権啓発活動の場ともなっています。人権キャラクターの人KENまもる君と人KENあゆみちゃんが、群馬県のマスコットキャラクターぐんまちゃんとともに参加し、啓発グッズを配布するなど、人権意識の向上にも努めております。



男女共同参画フェスティバルの開会式

変化する社会に対応しさらなる発展を

女性の視点、各団体の専門分野の視点から、毎年秋に県並びに県教育委員会に「県行政への要望書」を提出しております。県と教育委員会からはご丁寧な回答をいただき、会員の県行政への参画の一助となっております。

40年前とは異なり、女性に対しての様々な法制度が整ってまいりました。その1つに平成28年度に施行された女性活躍推進法があります。この法律の趣旨は、男女共同参画基本法の基本理念にのっとり、女性が職業生活において個性と能力を充分発揮できるようにすることです。法律の名のとおり、女性のより一層の活躍推進を図ろうとするものです。

しかしながら、まだまだ解消できない慣習上の男女差別が現存している事実もあります。少子高齢化、労働力不足のなかで、女性、男性と役割を区別する時代ではなくなってきています。

このような状況の中において私たち群馬県女性団体連絡協議会は、創立40周年を節目としてさらに研鑽を積み、群馬の女性がさらに輝けるよう、女性にとっても、男性にとっても住みやすい地域となるよう、さらなる活動を展開して、これからの新たな歩みを開始してまいりたいと思います。

今後も、多くの皆様方にご支援、ご協力を賜りながら会の発展に努めていきたいと考えております。

紹介 栗田 政子さん



栗田さんは、現在、「NPO法人ウィメンズウイルぐんま」の副理事長として、男女共同参画社会の形成促進に努められています。

平成28年度から女性団体連絡協議会会長となり、会の運営・発展にご尽力されています。

「男女共同参画フェスティバル」(平成29年度)

「輝こう群馬の女と男 ～みつめよう!変えよう!ぐんま!!～」をテーマに、ぐんま男女共同参画センターにおいて開催しました。

(平成30年度は40周年記念式典開催のため休止)

● バザーの開催



参加団体がブースを設置し、野菜、食品、手芸品、地域の名産品等を販売します。

地元の新鮮野菜や手作りまんじゅうなどの食品、清廉されたデザインの手芸品などが数多く並べられ、毎回人気のコーナーとなっています。

● 展示・体験コーナー

参加団体の活動概要や研究成果等がパネル展示されています。

体験コーナーでは、お茶席、健康相談、お薬相談、アロマセラピー、バルーンアートなど、気軽に参加体験ができるものがたくさん用意されています。



● シンポジウム



毎年、テーマに応じた講師を招いて講演会やパネルディスカッション等を開催しています。

この他にも、絵本の朗読コーナーやクイズラリー等も用意され、楽しいイベントとなっています。

表紙について

群馬県女性団体連絡協議会の平成30年度総会が、会の活動拠点であるぐんま男女共同参画センターで開催されました。群馬県女性団体連絡協議会は、群馬県内の女性団体が相互に連携、協力して女性の地位向上と福祉の増進を図るための実践活動を推進し、男女共同参画社会の実現および地域社会の発展に寄与することを目的としています。

総会では、組織や活動計画等が協議、決定されました。総会終了後、会の役員や各団体の代表者等が玄関前に集合し、写真撮影を行いました。

本県のDVについての実態（アンケート調査の結果）

県では、DVに関する県民の意識、実態、要望等を調査し、課題や県民ニーズを把握することを目的として、「DVに関するアンケート調査」と「デートDVに関するアンケート調査」を実施しました。その一部概要を紹介します。

DVは、相手の人権を侵害する深刻な人権問題です。調査結果を、「ぐんまDV対策推進計画（第4次）」の策定や、今後の政策立案に活かし、問題の解消に努めてまいります。詳しくは県ホームページからご覧になれます。

1. DVに関するアンケート調査

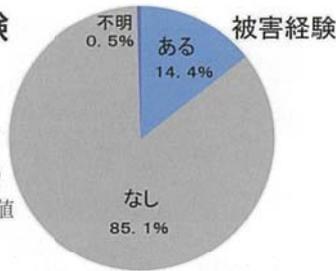
(1) DV被害・加害経験

〈被害経験〉

ある 14.4% (16.7%)

なし 85.1% (83.3%)

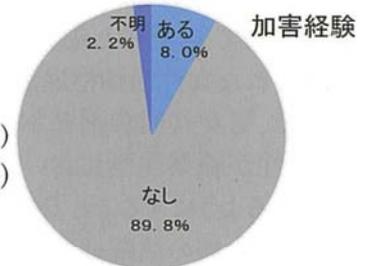
()内は前回調査(H26)の数値



〈加害経験〉

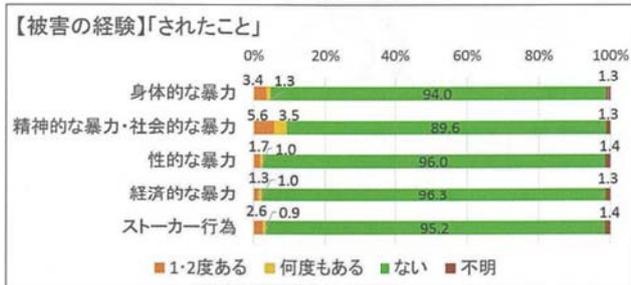
ある 8.0% (8.5%)

なし 89.8% (91.5%)

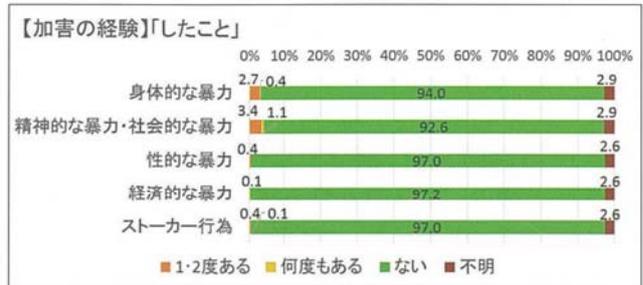


※約7人に1人が被害経験があると回答している。

被害経験の種別

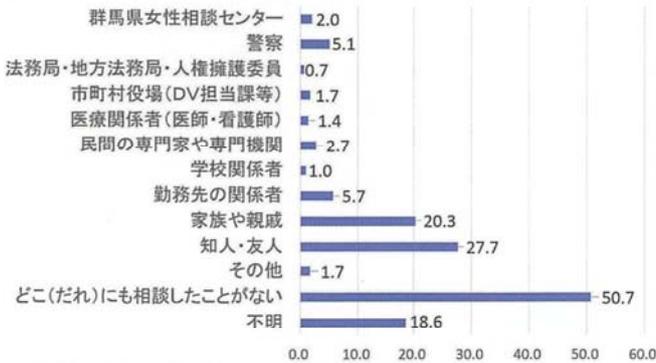


加害経験の種別



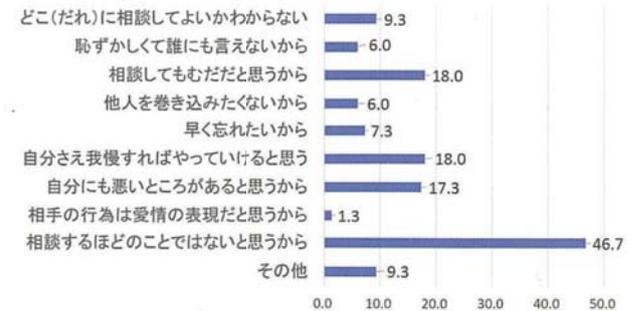
※依然として、「精神的な暴力・社会的な暴力」の割合が最も高くなっている。

(2) 被害を受けた時の相談相手（複数回答）



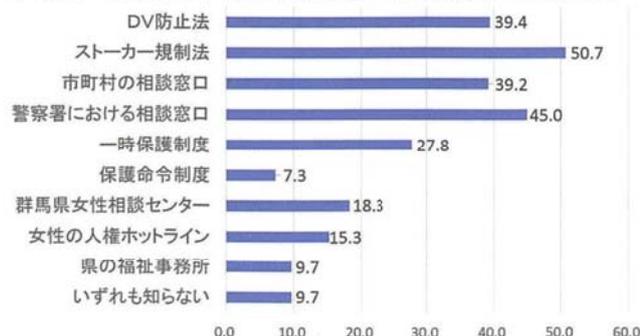
※「どこ(だれ)にも相談したことがない・しなかった」が半数を超えている。

(3) 相談しない理由（複数回答）



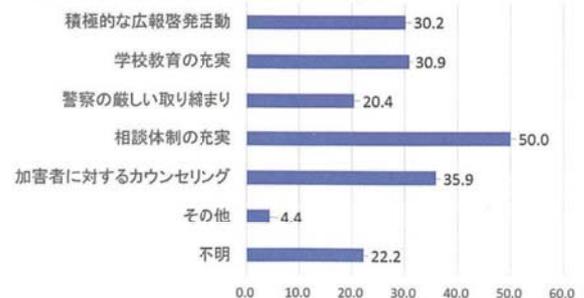
※「相談するほどのことではないと思うから」、「自分さえがまんすれば、何とかこのままやっていけると思うから」など相談することに対して消極的な回答が多い。

(4) DV被害者支援制度等の認知度（複数回答）



※「ストーカー規制法」の割合が最も高く、「いずれも知らない」が約1割となっている。

(5) 暴力を防止し、よりよい関係を築いていくために必要なこと（複数回答）



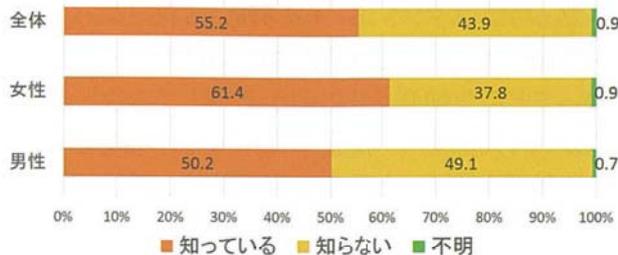
※相談することに消極的な回答が多い一方で、暴力を防止するためには「相談体制の充実」が最も求められている。

DV (Domestic Violence/ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や事実婚、交際相手など親しい関係で起こる暴力のことをいい、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的などの暴力も含まれます。DVはパートナーを支配し、服従させるため、あるいは自分のイライラを解消するために行われ、相手の苦しみや人格を無視する重大な人権問題といえます。

2. デートDVに関するアンケート調査 (初めての調査)

(1) デートDVの認知度

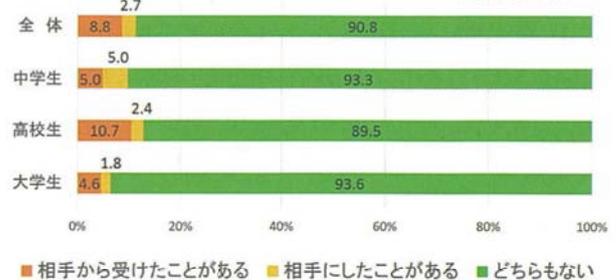
(男女別)



※半数以上が「知っている」と回答しているが、「知らなかった」も4割以上となっている。

(2) デートDVの経験

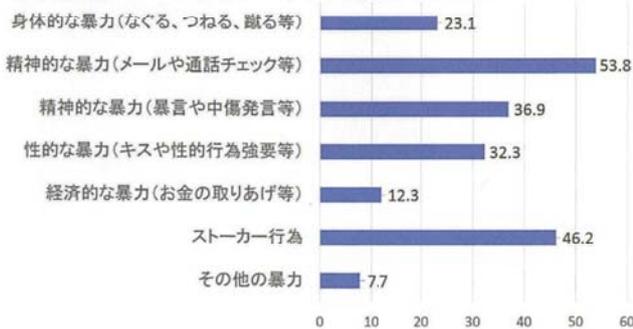
(学校種別)



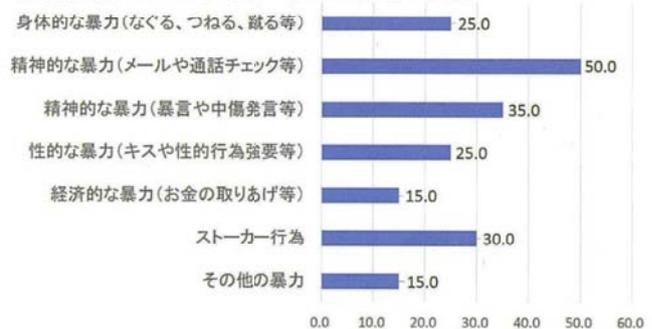
※交際経験のある人の約1割が被害経験がある。

(3) デートDVの被害・加害経験 (複数回答)

被害経験：どのようなデートDVを受けていたか



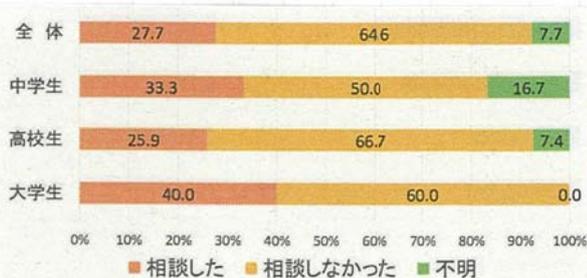
加害経験：どのようなデートDVをしていたか



※DVの被害同様、「精神的な暴力」が最も多くなっている。次いで「ストーカー行為」が多く、「身体的な暴力」は順位が低い特徴が見られる。

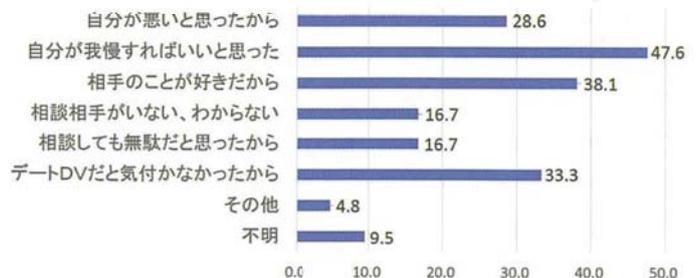
(4) デートDVの相談

デートDVを受けたとき、相談したか (学校種別)



※「相談しなかった」が6割を超えており、DV被害の割合(50.7%)より高くなっている。

デートDVを受けたとき、相談しなかった理由



※「自分がガマンすればいいと思ったから」が最も高いほか、「相手のことが好き」や「デートDVであると気付かなかった」などの割合も高く、若年層に特徴的な傾向が見られる。

アンケート調査の概要

調査期間 平成29年9月～平成30年3月

調査方法 参加者へアンケート配布・回収

調査対象

①DV調査: 県が主催する講座等の参加者 回答人数 2,150人

②デートDV調査: 県が実施するデートDV防止啓発講座の受講者(中学生、高校生、大学生) 回答人数 1,754人

デートDVとは、交際中のパートナー間でおこる暴力を言います。主に、相手を自分の思いどおりにしようと暴力で支配することによりおこります。

消防士になりたい女の子を増やしたい

～女性の視点で取り組む消防活動～

桐生市消防本部 消防副士長 清水 汐美

女性がいたから話しやすかった

私が入職して1年目の冬に住宅一棟が燃える火災が発生し、翌日、火災原因調査に行った時のことです。火災にあった家の女性が「あの・・・」と不安そうな表情で私に声をかけてきたため、私はその女性に対し、できるだけ丁寧な対応を心がけました。

その女性は会話の最後に、「消防の中に女性がいたから話しかけやすかった。ありがとう。」との言葉と、少しほっとした穏やかな表情をみせてくれました。

もし、あの時あの場所に私がいなかったら、あの女性の不安や悲しみは解消できていたのか。私にと



消防署窓口で相談者に対応

って、女性でも火災現場や救助現場で地域住民の力になれること、また、必要とされていることに気づく1つの出来事でした。

たくさんの女性が活躍している

消防は力仕事で、業務内容が厳しく、女性が働くことは困難というイメージが強いようですが、女性や子どもに接する際など、女性だからこそ必要とされる場面は多くあり、現に私も含めた女性消防士が、火災や救急、通信指令業務、予防業務などで全国的に活躍しています。

女性消防士の必要性を子供たちに伝えたい

私がアシスタントコーチを努めているミニバスケットボールクラブの女の子たちに、小学校では消防についてどんな勉強をするのか質問してみると、「男の人が、消火活動や、救急車に乗って仕事をしているのを勉強します。」と教えてくれました。話しを聞いてみるとほとんどの子が、消防の仕事は男の人の仕事だと考えているようで、それが現実だと感じました。

そこで簡単な「小学生向けの職業説明会」を開催し、実際に私が仕事をしている姿の写真を見せながら説明すると、みんなが目を



放水開始の合図

輝かせながら話に聞き入ってくれました。感想を聞くと、将来の夢を「保育士」や「美容師」「ネイリスト」と答えていた女の子たちが、「今までは男性の仕事だと思っていたけれど、女性でも色々出来ることがわかりました。」「私も消防士になってみたいです。」と答えてくれました。この結果を踏まえ、今後は映像を交えながら具体的に紹介することで、多くの女の子たちに、消防は女性でも活躍できることを幼少期から知ってもらえ、将来の夢の選択肢となるのではないかと考えます。

「将来の夢ってなに?」と聞いた時、「消防士になりたい!」と元気よく答えてくれる女の子を、私は増やしていきたいです。



* 紹介 清水 汐美 (しみす しほみ) さん 桐生市出身

平成25年4月、桐生市消防本部消防吏員を拝命。

平成30年2月に開催された、消防職員が日頃の業務に対する提言や課題等を発表する「第41回群馬県消防職員意見発表会」(県消防長会主催)において、「女性がいることで」と題し、女性消防士としての考えを発表し、優秀賞を受賞する。(左写真)

日頃の業務では、火災や救急現場など多くの災害現場に出向き、状況に応じた適切な活動に努めています。市民や仲間から頼られる消防職員を目指して活躍中。

女性の力でいきいきぐんま

～ぐんま輝く女性チャレンジ賞受賞者の活動紹介～

まきばプロジェクト 主宰 秋山 麻紀

● まきばプロジェクトとは

「この街に笑顔を生み出す場の創生」を理念に掲げ、イベントやセミナーの企画運営を通して小さなコミュニティづくりを目的に活動しています。地域住民一人一人が主体性をもち、コミュニティレベルでより良くしていこうとする意識を高めるとともに、人々にとって心豊かに暮らせるまちの実現、循環型地域社会の形成に向け、日々尽力しています。

● 挑戦する、きっかけづくり

多様な価値観が共生する今日の社会では、あらゆるコトが受容されるチャンスがある社会ともいえます。ですが日常生活を送る中で、新たな事柄にチャレンジする時間や労力を捻出できる人は数少ないのではないのでしょうか。いずれ実現したい夢を抱きながらも、実現に至らない事情を併せ持つ方へ、



私はイベント事業を通して、様々なチャレンジをする「きっかけ」を提供したいと考えています。

● 「自分らしさ」が共生する街

私が手掛けるイベント事業の多くは、個人ができることを持ち寄ることで成り立つ仕組みを導入しています。この仕組みにより、携わる人は自分の得意分野を活かしながら、地域において自分の役割を見出すことができると考えています。それは社会に自分が必要とされていることを自覚する機会とも言えます。

自分の存在を示すことで、自己肯定感を高めることへ繋がり、結果的に「自分らしさ」を持って生きる人が増えるのではないだろうか。

私が考える「自分らしさ」とは、無理することなく、

等身大で生きることであり、自分が好きな自分でいられる様をいいます。自分らしさを持って生きる人々が共生する街へ、そうして心豊かに暮らせる街へと発展していくと考えています。



● 何度もやり直しがきく社会へ

チャレンジは、時に思わぬ結果をもたらすことがあります。現代の日本では、たった一つの失敗や過ちが、以後の生活を脅かすことになりかねないというネガティブな風潮があります。これは失敗が悪いことであるという考え方に要因があります。挑戦には失敗はつきものであり、失敗を繰り返して社会や経済は成長してきました。私は様々な挑戦を促す取り組みと併せて、失敗に寛容な社会へと人々の意識を改革する必要があると考えています。この意識改革がチャレンジする人を増やし、創造性を発揮する可能性を広げることに繋がると 생각합니다。

● 自立、共助、認め合えるコミュニティへ

現在、まきばプロジェクトでは、年間40件余りのイベント事業を手掛けています。取り扱う出展者数は年間700人ほどおり、異なる環境、異なる文化で育ってきた人たちで構成されたダイバーシティです。ここで多様な人々と直接交流することは、他人が何を考え、どう感じるのかということが想像しやすくなり、自分の成長に繋げることができます。「違い」を尊重して受け入れ積極的に活かすことで生産性を高められたら、個人にとっても街にとっても、大きな活力源となるのではないのでしょうか。

これからも、誰もが自己肯定感を高める機会を創造しつづけると共に、互いに認め合える意識のコミュニティ形成を目指して、イベント事業を展開していきたいと思っています。

* 「ぐんま輝く女性表彰」

群馬県では、女性活躍の身近なモデルを示す「ぐんま輝く女性表彰」を創設し、すべての女性が輝く環境づくりを推進しています。

秋山さんは、まちづくり活動団体「まきばプロジェクト」を立ち上げ、伊勢崎市内を中心に、市民参加のマルシェイベントやワークショップ、異業種交流会等、多彩なイベントを開催し、地域での経済循環を創出しています。

地域活動の活性化に大きく貢献されたことに対し、平成29年度「ぐんま輝く女性チャレンジ賞」が授与されました。

(右写真) 表彰を受ける秋山さん(H29.11.13)



■ 人権啓発フェスティバル in ぐんま 平成30年12月9日(日) 13:00~16:30 群馬会館

- ・人権啓発展示コーナー・作品展示
- ・前橋育英高校野球部 荒井直樹監督 記念講演会
演題「挑戦する勇気を育てる」
- ・性的少数者(LGBT等)支援団体「ハレルワ」活動紹介
- ・あかぎ団による人権演劇とパフォーマンス
- ・ぐんまちゃんや人権キャラクターとの写真撮影



〈問い合わせ先〉
群馬県人権男女・多文化共生課
電話 027-226-2906
FAX 027-220-4424



群馬のご当地アイドル「あかぎ団」

■ 世界人権宣言採択70周年 ~1948年12月10日から70年が経過しました~

人権宣言の精神を再確認し、人権文化の構築にみんなで取り組みましょう

《人権デー》12月10日(世界人権宣言が採択された日) 《人権週間》12月4日~10日

○ 世界人権宣言とは

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。

20世紀には、世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権侵害、人権抑圧が横行しました。このような経験から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そこで、昭和23年(1948年)12月10日、国連第3回総会(パリ)において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、それ自体が法的拘束力を持つものではありませんが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものです。

この宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文からなっており、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

(法務省ホームページより抜粋引用)



スポーツを通じた人権啓発活動：ザスパクサツの試合会場で人権宣言をする法務局関係者・人権擁護委員さん等

人権宣言 第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

あとなぎ

今回は女性活躍をテーマに特集しました。女性の人権尊重が叫ばれ男女平等が社会に浸透してきましたが、社会通念・習慣・しきたりといった分野では、まだまだ男性優位の社会であると感じられます。世界人権宣言の精神を私たちの日常生活にさらに浸透・定着させていきたいと考えます。(ま)

絆 きずな
[kizuna]

ぐんま人権情報誌【秋冬号】

VOL.23
2018

●発行/群馬県人権男女・多文化共生課
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
TEL.027-226-2906(直通) FAX.027-220-4424